

事 務 連 絡
令和2年4月16日

都道府県
各 指定都市 地域子ども・子育て支援事業担当部（局） 御中
中核市

内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）
厚生労働省子ども家庭局子育て支援課

新型コロナウイルス感染症対策に伴う子ども・子育て支援交付金の
取扱いについて（令和2年度）

「緊急事態宣言後の保育所等の対応について」（令和2年4月7日付厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室ほか連名事務連絡）等における取り扱いを踏まえ、都道府県知事からの使用の制限等の要請を受けて地域子ども・子育て支援事業を臨時休業している場合において、子ども・子育て支援交付金の算定に当たっては、開所日数が基準額（加算を含む）の算定に影響する以下の事業について、もともと開所の予定があったものについては、開所したものととして算定して差し支えありません。その際は、休業に至った経緯等を事業の歳入歳出に係る証拠書類として整理し保管するようご留意ください。

- ・利用者支援事業
- ・放課後児童健全育成支援事業
- ・地域子育て支援拠点事業
- ・子育て援助活動支援事業

なお、都道府県知事から使用の制限等の要請がない場合であっても、子どもや職員が罹患した場合や地域で感染が著しく拡大している場合など、市区町村の判断で必要な臨時休業を行う場合においても、上記の取り扱いに準じることとします。

都道府県におかれましては、管内市区町村に対する周知をお願いいたします。

（子ども・子育て支援交付金の交付申請等について）

内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）付

TEL：03-5253-2111（内線38456）

（利用者支援事業、放課後児童健全育成事業、地域子育て支援拠点事業、
子育て援助活動支援事業について）

厚生労働省子ども家庭局子育て支援課

TEL：03-5253-1111（内線4966）